2　国の援助及び情報提供の確保に関する規定の整備

(一)　国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととした。（第五二条関係）

(二)　国は、高齢者、障害者等による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずることとした。（第五二条の三第二項関係）

3　高齢者障害者等用施設等の利用に関する規定の整備

(一)　この法律において「高齢者障害者等用施設等」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいうこととした。（第二条第四号関係）

(二)　国及び国民の責務に、高齢者、障害者等の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮に係る規定を追加するとともに、施設設置管理者は、当該配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならないこととした。（第四条第二項及び第七条並びに第八条第七項、第一〇条第八項、第一一条第六項、第一三条第七項及び第一四条第七項関係）

4　準適合義務等の創設

(一)　この法律において「旅客特定車両停留施設」とは、道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいうこととした。（第二条第一二号関係）

(二)　道路管理者は、新設旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合させなければならないこととするとともに、その管理する新設旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならないこととした。（第一〇条第一項及び第三項関係）

5　一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる「特別特定建築物」の範囲を拡大することとした。（第二条第一九号関係）

6　公共交通事業者等が講ずべき措置の拡充

(一)　公共交通事業者等は、新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守しなければならないこととするとともに、旅客施設等（新設旅客施設等を除く。）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守するよう努めなければならないこととした。（第八条第二項及び第三項並びに第一〇条第三項及び第四項関係）

(二)　公共交通事業者等が他の公共交通事業者等に対し移動等円滑化のための措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設等の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととした。（第八条第九項及び第一〇条第一〇項関係）

7　施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。ただし、1及び2の規定については、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇建設業法施行令の一部を改正する政令（政令第一七二号）（国土交通省）

1　著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる請負契約の請負代金の額の下限

著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる請負契約の請負代金の額の下限は、五〇〇万円とすることとした。ただし、当該請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、一、五〇〇万円とすることとした。（第五条の八関係）

2　監理技術者の行うべき職務を補佐する者

監理技術者の行うべき職務を補佐する者は、次のいずれかに該当する者とすることとした。（第二八条関係）

(一)　建設業法（以下(一)及び5の(一)において「法」という。）第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第二六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者

(二)　国土交通大臣が(一)に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

3　同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数

同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数は、二とすることとした。（第二九条関係）

4　特定専門工事の対象となる建設工事

(一)　特定専門工事の対象となる建設工事の種類は、次に掲げるものとすることとした。（第三〇条第一項関係）

(1)　大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事

(2)　鉄筋工事

(二)　特定専門工事の対象となる建設工事の下請代金の合計額は、三、五〇〇万円未満とすることとした。（第三〇条第二項関係）

5　特定専門工事の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法

(一)　注文者は、法第二六条の三第五項の規定により同条第四項の承諾をする旨の通知（(二)において「承諾通知」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる同条第五項前段に規定する方法（以下(一)及び(二)において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととした。（第三一条第一項関係）

(二)　(一)の規定による承諾を得た注文者は、当該元請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該元請負人に対し、承諾通知を電磁的方法によつてしてはならないこととした。ただし、当該元請負人が再び(一)の規定による承諾をした場合は、この限りでないこととした。（第三一条第二項関係）

6　施行期日

この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一〇月一日）から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令（政令第一七二号）（財務省）

1　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が国有財産の貸付料等を納付する者に及ぼす影響を緩和するため、国有財産の貸付料等に係る債権について、履行期限の延長をする場合には、担保の提供等を要しないこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。